

滋賀県復職支援等研修事業補助金交付要綱の一部改正概要

■改正理由および概要

- 1 キャリアチェンジ・セカンドキャリア形成支援に係る研修事業は、病院だけでなく診療所においても事業実施することが可能であり、地域医療における総合診療医の育成は地域に根差している診療所が適当であることから、補助金の交付対象者を病院から医療機関に拡大する（第1条、第3条）
- 2 復職支援研修事業の補助対象について、復職後6か月を超えてから研修を開始した医師にかかる経費を補助対象外としていたが、復職直後は時短勤務する医師がおり、復職6か月以内に研修を開始できないケースがあることから、復職後12か月以内に要件緩和する（第4条 別表）。
- 3 現行の基準額は「研修対象医師1人あたり1,800千円」で算定しているため、研修期間の長短にかかわらず、対象医師の人数のみで基準額を算定している。そのため、研修期間が12月に満たない場合の基準額の算定方法を定めることにより、研修期間の長短を基準額に反映させることができるため、交付先に対する公平性と補助額に対する公平性を担保することができる（第4条 別表）

■施行日 令和5年4月1日